

東部総合処理センター破砕選別施設
整備・運営事業

基本契約書（案）

令和4年6月

西 宮 市

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	4
第3条	(事業日程)	4
第4条	(役割分担及び責任)	4
第5条	(特別目的会社の運営)	5
第6条	(事業契約)	8
第7条	(契約の解除)	8
第8条	(本施設の設計・建設業務)	8
第9条	(本施設の運營業務及び維持管理業務)	8
第10条	(本基本契約上の権利義務の処分の禁止)	9
第11条	(契約の終了)	9
第12条	(定めのない事項)	10
別 紙		
別紙1	(第3条関係)	12
別紙2	(第4条関係)	13
別紙3	(第4条関係)	15
別紙4	(第5条関係)	16

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業
基本契約書（案）

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、西宮市（以下「市」という。）と本事業の落札者である●●グループ（以下「事業者」という。）の構成企業である●●，●●及び●●が本施設の運営・維持管理業務を目的として基本協定に基づき設立した特別目的会社●●は、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の条項により基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本基本契約は、市と構成企業及び特別目的会社との間において、本事業に係る設計・建設業務、運営業務及び維持管理業務を一括して契約するための基本的事項を定めることを目的として締結される。

2 本基本契約において、次の用語は次に規定する意味を有する。

- (1) 「構成企業」とは、第1構成員及び第2構成員をいう。
- (2) 「第1構成員」とは、プラントの設計・建設業務を行う者、運営業務を行う者、維持管理業務を行う者をいう。
- (3) 「第2構成員」とは、建築物の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者をいう。
- (4) 「代表企業」とは、本基本契約に基づく行為において事業者の代表を務める者をいい、特別目的会社への最大出資者をいう。
- (5) 「協力会社」とは、構成企業から直接業務の一部を受託又は請負う者をいう。
- (6) 「特別目的会社」とは、本施設の運営業務及び維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。
- (7) 「共同企業体」とは、市と建設工事請負契約を締結する建設事業者による共同企業体をいう。なお、単独企業で設計・建設業務を行う場合は設立しない。
- (8) 「本施設」とは、マテリアルリサイクル推進施設をいう。
- (9) 「マテリアルリサイクル推進施設」とは、本事業において設計・建設、運営、維持管理されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか、直接搬入車両受入棟、計量機、駐車場、構内通路、植栽、門扉の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。

- (10) 「工場棟」とは、本施設のうち、ごみ処理、事務及び啓発に関する建屋及びプラント等をいう。
- (11) 「直接搬入車両受入棟」とは、本施設のうち、直接搬入車両のごみの受入に関する建屋及びプラント等をいう。
- (12) 「工場棟等」とは、工場棟及び直接搬入車両受入棟他、本事業のごみ処理に必要な施設をいう。
- (13) 「収集車両」とは、直営車両、委託車両、許可車両からなる車両をいう。
- (14) 「直接搬入車両」とは、直接搬入者が使用する車両をいう。
- (15) 「プラント」とは、本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備等）を総称していう。
- (16) 「建築物」とは、本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
- (17) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理基本契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準、様式集の書類をいう。
- (18) 「事業契約」とは、本基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理基本契約、運営・維持管理業務委託契約を個別に又は総称していう。
- (19) 「建設工事請負契約」とは、本施設の設計及び建設の実施のために、市と建設事業者が締結する契約をいう。
- (20) 「建設事業者」とは、市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。
- (21) 「設計・建設業務」とは、本施設のプラント設計・建設、建築物の設計・建設を行う業務をいう。
- (22) 「運営・維持管理基本契約」とは、運営・維持管理事業者に運営業務及び維持管理業務を発注するための基本的事項について、市と運営・維持管理事業者で締結する契約をいう。
- (23) 「運営・維持管理業務委託契約」とは、本事業の運営・維持管理の実施のために、運営・維持管理基本契約に基づき、市と運営・維持管理事業者が個別契約の業務履行期間毎に締結する契約をいう。
- (24) 「運営・維持管理事業者」とは、市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務及び維持管理業務を担当する者をいう。

- (25) 「運営業務」とは、本施設の運転、環境管理、見学者対応等の運営を行う業務をいう。
- (26) 「維持管理業務」とは、機械設備のメンテナンス（定期点検、補修等）を行う業務をいう。
- (27) 「個別契約」とは、市と運営・維持管理事業者とが締結する運営・維持管理業務委託契約であり、運営業務及び維持管理業務の業務履行期間の第1期から第4期の4つの期間における各々の契約を個別に又は総称していう。
- (28) 「要求水準書」とは、事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
- (29) 「要求水準」とは、要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
- (30) 「技術提案書」とは、事業者が本事業を実施するために入札説明書等に基づき、提案した図書をいう。
- (31) 「市内企業」とは、西宮市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む）を有する企業をいう。
- (32) 「契約図書」とは、本事業の契約内容を記載した図書であり要求水準書、基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理基本契約書、運営・維持管理業務委託契約書、技術提案書（契約版）、第1回及び第2回入札説明書等に関する質問書の回答、技術対話での確認事項に関する回答をいう。
- (33) 「設計図書」とは、本事業における契約図書、実施設計図書及び施工申請図書をいう。
- (34) 「計算書類」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表をいう。
- 3 構成企業及び特別目的会社は、事業契約の履行に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。この規定は、本基本契約終了後も有効とする。
- 4 事業契約の履行に関して定める、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- 5 事業契約の履行に関して市、事業者及び特別目的会社との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 事業契約の履行に関して定める、金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 事業契約の履行に関して市、事業者及び特別目的会社との間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

- 8 事業契約の履行に関して定める期間については、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 事業契約の履行に関しては、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 事業契約の履行に係る紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
- 11 市は本基本契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし、市が当該代表企業に対して行った本基本契約に基づくすべての行為は、事業者の構成企業であるすべての企業及び特別目的会社に対して行ったものとみなし、また、事業者の構成企業及び特別目的会社は、市に対して行う本基本契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第 2 条 構成企業及び特別目的会社は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。
- 2 市は、本事業が民間の企業によって実施される事業であることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

- 第 3 条 本事業の事業期間は、本基本契約締結日の翌日から運営・維持管理業務の終了日までとし、事業日程は、別紙 1 による。
- 2 本施設の設計・建設業務期間は、建設工事請負契約締結日の翌日から、2026 年（令和 8 年）9 月 30 日までとし、工場棟等の部分引渡しは 2026 年（令和 8 年）3 月 31 日までとする。ただし、いずれも建設工事請負契約により変更することができる。
 - 3 本施設の運営・維持管理業務期間は、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2046 年（令和 28 年）3 月 31 日までとする（以下当該期間を「運営・維持管理業務期間」という。）。ただし、運営・維持管理基本契約により変更することができる。

（役割分担及び責任）

- 第 4 条 構成企業及び特別目的会社は、本事業の実施において、別紙 2 の役割分担に従い、次の方法によって業務を実施する。
- （1）本施設の設計・建設業務は、建設事業者が市からの発注を受けて、これを行う。

(2) 本施設の運営・維持管理業務は、特別目的会社である運営・維持管理事業者が市から発注を受けてこれを行う。また、運営・維持管理事業者は、運営業務を「運営業務を行う者」に、維持管理業務を「維持管理業務を行う者」に委託して行う。

(3) 特別目的会社の株主（以下、個別に又は総称して「特別目的会社株主」という。）は、特別目的会社の経営を監督し、本基本契約に定める義務を果たすものとする。

2 構成企業及び特別目的会社は、相互間の連携をもって本事業を遂行し、本事業に係る債務について、市に対し、連帯して責任を負い、全ての構成企業及び特別目的会社は別紙3に定める様式の保証書を市に提出するものとする。

(特別目的会社の運営)

第5条 特別目的会社株主は、本事業の業務の一部である運営・維持管理業務を遂行させることを目的として、特別目的会社を適法に新設したものであることを確認する。

2 特別目的会社株主は、市に対し、特別目的会社の運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。

(1) 特別目的会社は会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社であること。

(2) 特別目的会社の本店所在地を、西宮市内とすること。

(3) 特別目的会社の行う業務は、本施設の運営・維持管理業務の遂行のみとすること。

(4) 特別目的会社の資本金額は別紙4のとおりとし、本事業の事業期間を通じてこれを原則維持すること。ただし、市の事前の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

(5) 特別目的会社の株式は株券を発行せず、譲渡制限株式の1種類とし、特別目的会社の定款に会社法第107条第2項第1号の定めを規定するが、会社法第214条の定めを規定しないこと。

(6) 特別目的会社の定款に、会社法第326条第2項に従った取締役会、監査役、会計監査人の設置の規定を設けること。

(7) 特別目的会社の決算期を3月末日とすること。

(8) 特別目的会社株主は、全ての事業契約の履行が完了するまでの間、市の書面による事前承諾なくして、特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定

その他の処分を行わないこと。

- (9) 特別目的会社株主の特別目的会社株式の保有割合については、別紙4のとおりとし、必要な新株を引き受けること。ただし、市の事前の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。
 - (10) 特別目的会社株主は、特別目的会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して特別目的会社への追加出資又は融資に応じること、その他市が適切と認める支援措置を講ずることにより、特別目的会社を倒産させないよう最大限努力をするものとし、特別目的会社が個別契約上の債務を履行できるように、最大限の努力をすること。なお、最大限の努力とは、追加出資又は融資等の資金援助を含むものとする。
 - (11) 特別目的会社である運営・維持管理事業者が運營業務及び維持管理業務を実施するための人員を確保すること及び特別目的会社株主がこれに協力すること。
 - (12) 本事業の事業期間の終了後1年間は特別目的会社を解散させないこと。ただし、代表企業が、本条第5項に規定する連帯保証に加えて、市が合理的に満足する内容の書面により特別目的会社の全ての債務を本事業の事業期間の終了後免責的に引き受けることを市に対して約したときは、この限りでない。
 - (13) 本基本契約が解除されるか否かを問わず、特別目的会社が既に解散しているときは、市は、特別目的会社株主であった者に違約金又は賠償金の支払いを請求することができ、この場合において、特別目的会社株主であった者は、連帯して違約金又は賠償金を市に支払うこと。
 - (14) 特別目的会社株主及び特別目的会社の間において運営・維持管理業務に係る業務の責任分担に関し疑義が生じた場合は、代表企業が調整に当たるものとし、他の特別目的会社株主及び特別目的会社はそれに協力すること。
 - (15) 特別目的会社株主及び特別目的会社の間において、いずれかの者の責めに帰すべき事由により他の者に損害が発生した場合は、当該関係事業者間で解決するものとし、損害を被った者は、市に対して損害の賠償を求めないこと。
- 3 特別目的会社株主は、各自の保有する議決権を行使して、第2項各号の定めに反して定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。
 - 4 特別目的会社は、特別目的会社の定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、市に対して提出するものとする。
 - 5 特別目的会社株主は、市に対し、第2項各号に規定される内容を履行することを連帯して約束する。
 - 6 特別目的会社株主は、本基本契約の終了に至るまで、次の各号に定める行為のい

ずれかを行う場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、その承諾を得たうえで、これを行うものとする。この場合において市に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後の特別目的会社の議決権比率その他事業者が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 特別目的会社株主の権利又は義務の譲渡、担保権設定又はその他の処分
- (2) 新株又は新株予約権の発行その他の方法での第三者による特別目的会社への資本参加の決定
- (3) プラントの設計・建設業務を行う者の出資比率が特別目的会社の出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- (4) 特別目的会社の資本金を別紙4に記載の金額以下にする減資
- (5) 本店所在地の変更

7 特別目的会社株主は、前項の定めるところに従って市の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る第三者との間の契約書その他当該行為を証する書類の写しを、その締結後速やかに、当該第三者が作成に係る市が定める書式の誓約書、変更後の定款の写しその他市が必要とする書面を添えて市に対して提出するものとする。

8 特別目的会社は、経営の透明性を確保するために、各事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を、特別目的会社が別途定めて市が承認した様式により作成のうえ、市に提出するものとする。市は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、特別目的会社に対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、特別目的会社は、市の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

9 特別目的会社株主は、特別目的会社をして、監査法人又は公認会計士が監査を行った特別目的会社の計算書類およびその附属明細書の写しを、毎年、特別目的会社の会計年度の終了後3ヶ月以内に市に提出させ、また特別目的会社はかかる提出をしなければならない。

10 特別目的会社株主は、特別目的会社の取締役が選任若しくは解任された場合、又はその他契約図書に記載されている特別目的会社の経営体制が変更された場合は、特別目的会社をしてこれを速やかに市に報告させ、また特別目的会社はかかる報告をしなければならない。

(事業契約)

第6条 事業者及び特別目的会社は、本事業に関し市との間で次の各号に定める各契約を締結することにより、本基本契約と当該各契約でもって不可分一体の事業契約を締結する。

- (1) 建設事業者は、設計・建設業務に関し市との間で建設工事請負契約を締結する。
- (2) 運営・維持管理事業者は、運営・維持管理業務に関し市との間で運営・維持管理基本契約を締結する。
- (3) 運営・維持管理事業者は、運営・維持管理業務に関し市との間で運営・維持管理基本契約に基づき個別契約の業務履行期間毎に運営・維持管理業務委託契約を運営・維持管理基本契約書記載の契約期間までに締結する。

(契約の解除)

第7条 市は、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約のいずれかが解除されたとき、又は運営・維持管理業務委託契約が締結されなかったときは、直ちに本基本契約を解除することができる。

- 2 前項に定める場合が、市の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市は前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 第1項に基づく解除により、構成企業又は特別目的会社に損害が生じた場合、いずれの構成企業及び特別目的会社も市に対して損害賠償を求めることはできない。

(本施設の設計・建設業務)

第8条 本施設の設計・建設業務の内容は、契約図書に定めるとおりとする。

- 2 建設事業者は、建設工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、契約図書に従って、本施設を完成させて、引渡しを行う。
- 3 建設事業者は、建設工事請負契約の契約保証として建設工事請負契約の規定に基づき、保証を付さなければならない。
- 4 建設事業者が共同企業体を結成している場合は、建設事業者は別に市に提出する特定建設工事共同企業体協定書により前各項の義務を履行する。
- 5 前各項のほか、本施設の設計・建設業務に係る契約条件の詳細は、建設工事請負契約による。

(本施設の運営業務及び維持管理業務)

第9条 本施設の運営業務及び維持管理業務の内容は、契約図書に定めるとおりとする。

る。

- 2 運営・維持管理事業者は、運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約締結後、運営・維持管理業務期間開始までに、本施設の運営業務及び維持管理業務の準備を実施し、運営・維持管理業務期間において運営業務及び維持管理業務を実施する。
- 3 特別目的会社株主は別に市に提出する特別目的会社の株主間契約書により、運営・維持管理事業者が履行する必要がある前各項の義務について連帯して責任を負う。
- 4 前各項のほか、本施設の運営業務及び維持管理業務に係る契約条件の詳細は、運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約による。

(本基本契約上の権利義務の処分の禁止)

第 10 条 市、構成企業及び特別目的会社は、他の当事者の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、本事業の運営業務及び維持管理業務に係る義務を履行するための特別目的会社といずれかの特別目的会社株主の間の契約が解除その他の事由の如何を問わず、運営業務及び維持管理業務の契約期間の途中で終了する場合その他当該特別目的会社株主に起因して特別目的会社による業務の履行が全うされないおそれを市が合理的に認めて特別目的会社に要請した場合には、当該特別目的会社株主を除く特別目的会社株主は、当該特別目的会社株主に代わって特別目的会社による業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、市が承諾したものに限り。以下「後継企業候補者」という。）を市との協議の上で選定することができる。また、後継企業候補者が当該特別目的会社株主からその業務を承継する場合には、当該特別目的会社株主を除く特別目的会社株主は、当該特別目的会社株主をして、当該特別目的会社株主の本基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務（ただし、既発生のみは除かれるものとする。）を後継企業候補者に承継させるものとし、市及び運営・維持管理事業者は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

(契約の終了)

第 11 条 本基本契約は、本基本契約以外の事業契約がすべて終了した日をもって終了するものとする。

2 本基本契約の終了後も，市，構成企業及び特別目的会社の債務は有効とし，市，構成企業及び特別目的会社を法的に拘束し続けるものとする。

(定めのない事項)

第 12 条 本基本契約に定めのない事項については，必要に応じて市，構成企業及び特別目的会社が協議して定めることとする。

本基本契約の締結を証するため、本基本契約を●通作成し、市及び●●グループの構成企業及び特別目的会社が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

収 入
印 紙

(市)

住所 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市

印

代表者 西宮市長

●● ●●

(代表企業)

住所

印

氏名

(構成企業)

住所

印

氏名

(構成企業)

住所

印

氏名

(構成企業)

住所

印

氏名

(特別目的会社)

住所

印

氏名

別紙1（第3条関係）

事業日程

1. 設計業務期間及び工場棟等の建設業務期間 :
事業締結から令和8年（2026年）3月31日まで
2. ペットボトル圧縮施設解体等の建設業務期間 :
工場棟でのペットボトル処理開始日から令和8年（2026年）9月30日まで
3. 運営・維持管理業務期間 :
令和8年（2026年）4月1日から令和28年（2046年）3月31日まで

別紙2（第4条関係）

構成企業及び特別目的会社の役割分担

	共同企業体又は特別目的会社の名称	役割		企業名	区分
建設事業者		設計・建設業務	プラントの設計・建設業務を行う者		
			建築物の設計業務を行う者		
			建築物の建設業務を行う者		
運営・維持管理事業者 (特別目的会社)		運営業務 維持管理業務	運営業務を行う者		
			維持管理業務を行う者		

※区分は代表企業、構成企業の別を記載すること。

(決定した事業スキーム図を添付)

令和 年 月 日

西宮市長

●●●●●●●●様

保 証 書

●●（以下「保証人」という。）は、西宮市（以下「市」という。）の東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、構成企業及び特別目的会社と市との間で●年●月●日に成立した本事業に関する本基本契約に基づいて、この保証書を提出する。なお、本保証書において用いられる用語は、特に定義された場合を除き、本基本契約において定められたものと同様の意味を有するものとする。

（保証）

第1条 保証人は、本事業に関して構成企業及び特別目的会社が市に対して負担する損害賠償債務及び違約金支払債務その他の金銭債務（以下「主債務」と総称する。）の履行を、他の構成企業及び特別目的会社と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。

（変更通知）

第2条 契約図書又は主債務の内容に変更が生じ、市が当該事項を保証人に対して通知した場合は、本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（履行の請求）

第3条 保証人は、市から保証債務履行の請求を受けた日から30日以内に、当該請求にかかる保証債務の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第4条 保証人は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業の債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより代位によって取得した権利及び求償権を行使することができない。

（他の担保・保証との関係）

第5条 市が主債務に関して他の担保又は保証を有する場合であっても、本保証は、当該他の担保又は保証の変更、修正又は解除等によって影響を受けず、保証人は、かかる他の担保又は保証の変更、修正又は解除等に異議を述べず、かつ、民法その他の規定に基づく免責を主張しないものとする。

（終了及び解約）

第6条 保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、主債務が消滅した時に終了するものとする。

以上

保証人

（代表企業、構成企業又は特別目的会社）

住所

印

氏名

別紙4 (第5条関係)

特別目的会社の資本金および株主構成

特別目的会社の資本金の額	円
特別目的会社の資本準備金の額	円
特別目的会社の発行済株式の総数	株

出資者 (代表企業)

商号	:
出資額	:
保有株式数	:

出資者 (構成企業)

商号	:
出資額	:
保有株式数	:

出資者 (構成企業)

商号	:
出資額	:
保有株式数	: